

2 東児福第〇〇号
令和 2 年〇〇月〇〇日

東京都知事 小池 百合子 殿

東京都児童福祉審議会
専門部会
部会長 柏女 霊峰

新たな児童相談の在り方に関する緊急提言

国においては、これまでの累次の児童福祉法の改正等により、要保護児童対策地域協議会の法定化・機能強化や子育て世代包括支援センターの法定化、母子保健施策を通じた虐待予防や早期発見、児童相談所の体制強化等が進められてきた。

また、都においては、これまで、国に先駆け区市町村の子供と家庭に関する総合相談窓口である子供家庭支援センターを整備し、併せて体制強化を重ねてきた児童相談所と役割分担・連携をしながら児童相談対応を行ってきた。さらに、とうきょうママパパ応援事業をはじめ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備・サービスの充実を進める区市町村を支援してきた。

しかし、これらの体制強化や連携強化、サービスの充実等を進めてきたにもかかわらず、児童虐待相談件数の増加が続くとともにその対応に限界が生じているため、これまでの対症的取組だけでなく、発生予防・早期対応に向けた取組の強化が必要なことから、現在、当部会においてその方策等について議論を行っている。

当部会では、主に「予防的支援・地域ネットワーク強化」及び「安全確保の徹底・早期対応強化」について、東京都が中・長期的に取り組むべき内容も含めて議論を深めているが、都が早期に取り組むべき事項については、時機を逸することなく推し進めるべきであるため、下記のとおり緊急提言を行う。

記

1 在宅支援サービス・母子保健サービスの充実

【提言 1】

早期把握と積極的な支援の強化のため、在宅支援サービス・母子保健サービスの充実を図ること

(案)

児童虐待の未然防止や早期対応のためには、予防的支援の更なる充実が必要であり、妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援体制の整備を進める区市町村を支援するとともに、早期支援のためにアウトリーチ型支援を充実させる区市町村への支援を一層強化することが不可欠である。

そのため、不安を抱える妊婦への支援の更なる充実や、家事・育児支援を通じた予防的支援の充実等を図ることが必要である。

また、児童の状況を早期に把握し支援に繋ぐため、所属のない未就園児等がいる家庭への全戸訪問に、より多くの自治体が更に積極的に取り組めるよう支援を充実させることも重要である。

2 子供家庭支援センター体制の一層の強化

【提言 2】

子供家庭支援センターの更なる体制充実と専門性強化を支援すること

区市町村における相談対応件数の増加やケースの複雑・困難化に対応するため、都は、子供家庭支援センター職員の体制充実や専門性強化を支援してきたところであるが、これまで以上に早期支援に取り組むためには、そのための体制強化や医療・保健機関との一層の連携が不可欠である。

そのため、子供家庭支援センターにおいて、より積極的に早期支援に対応するための職員配置や、医療・保健機関との連携を推進するための専門職の配置等、職員体制の充実・強化が必要である。

3 児童相談所体制の一層の強化

【提言 3】

増加し続ける虐待相談対応件数に迅速・的確に対応するために、児童相談所の更なる体制強化を図ること

近年の虐待相談対応件数は増加の一途にあり、個々の事例が抱える問題は複雑化している。児童相談所は子供の安全確保を行う立場から、一時保護や保護者指導等の法的権限も含めた迅速かつ確かな対応を求められており、今後もより一層児童相談所の体制充実が必要である。

増加する虐待通告に対応する児童福祉司、児童心理司等の増配置や、一時保護が必要とされる子供を安全かつ確実に保護するための一時保護所の職員の増配置及び定員拡充が必要である。

(案)

4 児童相談所と区市町村の一層の連携強化

【提言 4】

児童相談所と子供家庭支援センターの更なる連携強化を図ること

子育て家庭が安心して生活するためには、児童相談所と子供家庭支援センターが互いの機能・役割を理解した上での相互連携が不可欠である。支援が必要な家庭を早期に適切な機関へ繋ぐことで虐待の重篤化を防ぎ、それぞれの役割・強みを活かした円滑な相談援助活動が可能になる。

相互連携の強化のため、都・区市町村児童相談共同モデル事業の推進や、東京ルールにおける「送致」の仕組みの積極的活用が求められる。